

「確認表示板」の設置について

確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、**工事現場の見やすい位置に**、建築基準法による確認済であることを示す**表示板を設置しなければなりません**。違反した場合には罰則が科されることもあります。

(建築基準法第 89 条及び同第 102 条)

表示板の様式は下記によります。

(建築基準法施行規則第 11 条)

※平成 19 年の規則改正により工事監理者氏名の記載欄が追加されました。

第 68 号様式

建築基準法による確認済	
確 認 年 月 日 番 号	平 成 年 月 日 第 号
確 認 済 証 交 付 者	
建 築 主 又 は 造 主 氏 名	
設 計 者 氏 名	
工 事 監 理 者 氏 名	
工 事 施 工 者 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項	※旧様式の表示板を使用される場合はこの欄に工事監理者を記入して下さい。

※縦 25cm×横 35cm 以上で、木板、プラスチック板その他これに類するものとする。